

イスパニヤ法制史上に於ける羅馬法の使命

戸 倉 廣

はしがき

- 一、羅馬法の實施時代(紀元前三世紀より第五世紀)
- 二、羅馬法の殘存時代(第五世紀より第十三世紀半頃)
- 三、ユ帝の羅馬法輸入時代(第十三世紀半頃より第十六世紀)
- 四、羅馬法の使命發動時代(第十六世紀より第十九世紀末)
- 五、羅馬法の使命達成時代(第十九世紀末以降の現代)

はしがき

イスパニヤは現代に於てこそ世界の二等國であるが、第十六世紀に於ては世界の最大強國であつた。近代的國家統一が達せられた點から觀察するならば、正に歐羅巴に於ける最初の國であり最初の強國であつた。斯かるイスパニヤの國の法律が現代の段階に達する迄の發展史は次の五時代に分つことが出来る。(一)紀元前三世紀の頃より第五世紀に至るまでの羅馬屬領時代——羅馬法が直接的に實施された時代。(二)第五世紀より第十三世紀半頃のアルフォンソ十世に至るまでの

時代——ユスチニヤヌス帝以前の羅馬法が部分的に保持された時代。(三)第十三世紀半頃より第十六世紀のフェルデナン下及びイサベラ治世末までの時代——ポロニヤに復興したるユスチニヤヌス帝の編纂にかゝる羅馬法が輸入される時代。(四)第十六世紀のカール五世の治世より第十九世紀末に於けるイスパニヤ法典の編纂に至るまでの時代——羅馬法の世界的使命が發動し部分的法典が編纂される時代。(五)第十九世紀末以後の現代法の時代——完全な統一法典が編纂され、羅馬法の世界的使命が達成される時代。之等各時代に於ける羅馬法の地位と、之が與へた影響若しくは使命を法制史的に觀察してみたい、と云ふのが此の拙稿の起原である。尙ほ此の小論は「羅馬法の世界的使命は、一國家に一箇の統一した法典を編纂せしむるもの」と云ふ前提のもとにすゝめたものであることを附言しておく。

一、羅馬法の實施時代

イベリヤ半島に於ける原始民族の起源並に其の民族性

に關しては今尙ほ不明である。まして彼等の歴史的事績に於ては尙ほ更不明であり、恐らくは將來に於ても之が究明は至難のこと、言ふよりも不可能なことであらう。只歴史的に幾分其の確實性が認定されてくるのはフェニキヤ人との交渉に始まる。フェニキヤ人は既に紀元前一世紀頃此の半島まで航行したものである。そして彼等の植民地として知らるゝ最も古きものはGade(ヨーロッパにして現今)である(*Spain* in *Encyclopaedia Britannica*)。其の後アフリカ北岸に於けるフェニキヤ人のカルタゴが隆盛となるや、彼等はイスパニヤの開拓に力を注ぐこととなつた。カルタゴの分派とも見る可きものがイスパニヤの海岸に多く設定されたが、就中著名なものはノヴァ・カルタゴであつた。而して其等植民地の最も發展した時代は紀元前三世紀後半の頃であつた。此の時に當りカルタゴは羅馬との第一ポエニ戰役(前二六四—前二四一)の結果シシリ及びサルヂニヤ島を羅馬に割讓せねばならなかつた。カルタゴの有爲なる政治家にして且勇武なる軍人ハミルカル・バルカスは、羅馬に對する復讐の資源開發の爲に、

其の子ハンニバルを携へてイスパニヤに渡つた。ハミルカル・バルカスは、イスパニヤをして營に財政的富源たらしむるのみならず、好戰的なる彼等國民を以て大々にカルタゴ軍隊の補充をなさんとしたのである。「然るに羅馬は既に其の目をイスパニヤの國民と其の豊富なる鑛山とに向けて居つた。そして第二ポエニ戰役(前二八一—前二〇一)の結果、カルタゴの勢力はイベリヤ半島より完全に驅逐されてしまつた」(*Spain* in *Ency. Brit.*)。フェニキヤ人のイスパニヤ支配は、其の根柢に於て通商的觀點に立つものであり、一時的なものであつた。「したがつて彼等の植民地統治は、極言するならば、イスパニヤの歴史上餘り重要性を有するものでは無^s」(*Maritime History of Iberian Civilization*, trans. by Bell, Oxford, 1930, p. 37)。又ギリシヤは、カルタゴに對抗して夙にリオン灣の沿岸に多くの植民地を設けたるも、ピレネー以南には殆ど及ばなかつた。されば古代文明國にして、イスパニヤの地に初めて永久的な徹底的な勢力を扶植したものは羅馬である。羅馬人は彼等の制度をイスパニヤに移植し、其の區々たる村落を統一

し、拔扈せる部族を統制して國家を建設した。イスパニヤをして歐羅巴的なる國家となしたものは實に彼等羅馬人である。此の意味に於て「イスパニヤの歴史は羅馬人が之を獲得したる時に始まると言はる可きである」(Martius, The History of Iberian Civilization. pp. 39, 54.)

併し乍らイスパニヤの歐羅巴化、即ち羅馬化は決して一朝一夕にして完成されたものではない。先づ共和政時代の羅馬は、イスパニヤを北部の Hither (or Citerior) と南部の Further (or Ulterior) との二行政區域 (provinciae) に分ち、年々統治者 (屢々 proconsul と稱せらるゝ者) を派遣した。南部は當初より割合に良く治安が保たれたるも、北部は頑強に抗爭を試み紀元前二世紀は大半戰鬪に費された。併し反抗の中心地ヌマンチヤも、小スキピオ (Scipio Aemilianus) の巧妙なる策戰に紀元前一三三年遂に降服し、北部イスパニヤも羅馬の支配と羅馬文化とを享受することゝなつた。其の後尙ほ幾分の騷亂はあつたが、之等は別に取り立て、述べる程のこともない。例へば紀元前八〇年より同七二年に至る間に羅馬人 Sertorius

イスパニヤ法制史上に於ける羅馬法の使命

が叛旗を翻したる際彼を支持したイスパニヤ人は、既に彼等が半羅馬人となりたることを證するものである (註二)。又西北山地に在る少數の未服從部族も、大體は紀元前六一年此の地の統治者となりたるユリウス・ケーザルに依つて征服された。斯くの如くイスパニヤは次第に而も確實な歩を以て羅馬に服從して行つた。勿論一面に於ては永年の反抗があつた。併し此の永年に亘る抗爭の裏面にこそ平和と文化との確實なる發展が遂げられたことを見逃してはならぬ。之と共に彼等が羅馬化する上に好都合であつたこと、即ち當時羅馬文化に比肩す可き希臘文化又はフェニキヤ文化 (カルタゴ文化) の感化が無く、未開のイスパニヤ人が喜んで羅馬文化を享受したことをも見逃してはならぬ。されば紀元前一世紀の半頃キクロ及びケーザルの時代には、少くとも南部地方は眞實の羅馬となつた。其の言語、教養、宗教が全く羅馬のそれと同一になつたことは、キクロやストラボが一致して記述してゐるところである。嘗てフェニキヤの植民地たりし Gade (カチス) は、ケーザルの恩恵に依つて Municipi-

pium としての市制上の特權が付與された(註三)。即ちカヂスの市民は十分羅馬化したものと認定されて、羅馬人としての身分上の特權と羅馬市民權とが與へられた。斯かる市制上の特權が付與されたるは實に伊太利以外に於ては *Cade* を以て嚆矢とする。斯くの如き狀況にもち來されたイスパニヤに於ける共和政時代の法源は、言ふまでもなく羅馬の *Prætor* が發する告示法 (*edicta*) であつた。勿論補助法として地方的に效力を有する慣習法はあつたが、根本的にはプレートルの告示法が任地に在る統治者に依つて施行されたのである (*Ranchhaupt, Gesetzsquellen von den Anfängen bis zur Gegenwart. 1923. Heidelberg. S. 12*)。

羅馬が帝政時代となるや、アウグスツス(恐らくチベリウス帝)はイスパニヤの行政改革をなし、之を地理的状況にしたがつて次の如き三行政區域に分つた。(a) タラコネンシス (*Tarraconensis*、北部、西北部、中央高地、ノヴァカルタゴ以北の東海岸地方)。(b) ルシタニヤ (*Lusitania*、大體現今のポルトガルとなる西部地方)。(c) ベーチカ (*Bætica*、南部地方)。之等三行政區域の

中(a)と(b)とは軍隊統率權を有する皇帝直屬の代官 (*legatus Augusti propretore*) が統治したるも、(a)は特に抗爭多き地方なるを以て多數の軍隊を從屬せしめた。而して(c)は最も穩和にして豊饒なる地方なれば、軍隊統率權を有せざる元老院直屬の *proconsul* が其の行政官となつた。斯かる行政組織は大體に於て羅馬帝政時代の終末に至るまで存続した。そして此の間に於けるイスパニヤの繁榮は著しきものであり、同時に羅馬文化の向上に貢獻するところ甚大であつた (*Encyclopaedia Britannica*)。財政的には、イスパニヤは羅馬の寶庫であり(註三)、文化的には、イスパニヤは羅馬の黄金時代(アウグスツス時代)に續いて白銀時代を出現せしめた。試みに羅馬文化史を飾るイスパニヤ人を擧示するならば、辯護士として羅馬に噴々たる名聲を馳せたコルドバ出身の *Porcius Latro* を初めとし、セネカ父子は言ふに及ばず、諷刺作家 *Martial* (*de Bilbilis*)、叙事詩人 *Lucan*、評論家 *Quintilian*、其の他 *Columnella*、*Silius Italicus* 等枚舉に遑ないほどである。又政治史的に觀察するならば、外國人にして羅馬のコンス

ルとなつた最初の者はカヂス生れの *Babus* であり、外國人にして羅馬の皇帝となつた者はセヴィリヤ生れのトラヤヌス及び彼の甥ハドリヤヌスの兩帝である(註四)。

斯く觀察し來ると、帝政時代のイスパニヤは「羅馬のイスパニヤなりや、イスパニヤの羅馬なりや」其の判斷に迷ふ程である。之アウグスツス等を初めとする羅馬帝國の主權者が、イスパニヤの諸都市に市制上の特權 *Municipium* を付與して、幾多の *municipia* 又は *coloniae* を設

定する等あらゆる方法を以て此の國の羅馬化を完全且迅速ならしめたが爲である(註五)。此の間に於けるイスパニヤの主要なる法源は、ハドリヤヌス帝治世中(第二世紀前半)に *Salvius Julianus* がプレートルの告示法を編纂した告示法輯録(註六)である。告示法輯録をイスパニヤに施行するため(註七)は註釋を施したのであるが、之實にイスパニヤに施行された普通法の最初の法典である。其の後帝政の推移と共に、次第に皇帝の法令が重要性を有することゝなつた。此處に於て、ハドリヤヌス帝よりデオクレチヤヌス帝(註七)に至る歴代羅馬皇帝の法令を編纂し

た第三世紀末のグレゴリウス法典(*Codex Gregorianus*)、及びデオクレチヤヌス帝並にマキシムス帝の法令を第四世紀初頭に編纂したヘルモゲニアヌス法典(*Codex Hermogenianus*)とが施行されるに至つた。其の後第五世紀前半に、東羅馬皇帝テオドシウス二世が公にせるテオドシウス法典(*Codex Theodosii*)が、西羅馬皇帝ヴァレンチヤヌス三世に依つて自身の法令と共に、イスパニヤに施行されたことは有名なる事實である。之と共に羅馬の著名なる法律家、例へばバビニアヌス、パウルス、ウルピアヌス、モデステイヌス等の著作が無數に招來されたことも注目す可きである(*Rancho Haupt, Geschichte der spanischen Gesetzequellen, Heftg. 1923, S. 13*)。斯くてイスパニヤの法律生活は羅馬法の原野の眞只中におかれることゝなつた。

先に述べし如く羅馬のイスパニヤ支配は、此の國をして根本より羅馬的なるものに變更せしめたのである。半蠻族のであり半遊牧的であつた彼等を、固定せる一般的制度に依つて社會人たらしめ、常に精神的にのみならず、文化、教養、政治、經濟、法律、軍事の上に於て市

民としての規範に依つて結合せしむることゝした。此處に於て未開なる彼等は高き教養ある國民におきかへられ、村落は都市に發展し、對立した部族は國家の中に吸收された。謂はゞ新しき羅馬國家が出現したわけであり、其の「羅馬化はイスパニヤ史上の核心をなすものである」(Martins, Iberian Civilization, p. 55.)。而して法律文化に於ても、最初の方強き根柢となるものは羅馬法である。之を證す可き事實は多々あるも、單に次の事項を記するのみにて十分である。即ち羅馬法の根本的概念、殊に人格、物權、債權等に關する法律はイスパニヤ法を支配し、此の國の法律發展の基調となり、永久に其の感化力を失はぬものである (A General Survey of Events, Sources, Persons and movements in Continental Legal History, 1912, Boston, p. 594.)。實に羅馬法の洗禮を受け深く之を培養したるイスパニヤは其の後幾度か異族の侵入支配を受けたるも、常に羅馬法又は其の法律思想に立ち戻り、羅馬法の近代的領域を形成するに至るは當然のことである。

(註一) Scironius は平民黨の Sulla と闘ひ、敗れてアフリカに退きしが、後イスパニヤに赴き自らイスパニヤの支配者たり

んとす。之、羅馬の政争にして、之に紐したるイスパニヤ人は既に羅馬化せるものと見る可きである。

(註二) municipium (municipium Martins, The History of Iberian Civilization, (translated by A. F. G. Bell) pp. 43-54) 詳説してある。

(註三) イスパニヤの鑛産物は羅馬にとつて重要なものであり、殊に銀、鐵、銅、鉛及び錫等は夙に羅馬人の間に知られ、重要視されてゐた。

(註四) 之等兩帝は實際に於ては伊太利の系統を引くものである。

(註五) Plinius の記するところによると、當時 coloniae が十四、municipia が九あつた。coloniae と municipia との差は殆ど無く、ハドリアヌス帝の治世時代には既に同一視されるやうになつた。

(註六) 拙著「羅馬法制史概論」六五—六六頁參照。

(註七) Rauchhaupt はコンスタンチヌス帝なりと述べてゐるが、此の法典が編纂された年代(紀元二九五年度)から推してサオクレチアヌス帝とす可きである。

二、羅馬法の殘存時代

イスパニヤは六百年以上の間羅馬の屬領として羅馬法の直接支配下に在つた。然るに第五世紀に入るや、羅馬帝國より分離することゝなつた。紀元四一四年チユート

ン族の一、西ゴート族のために征服され、此處に西ゴートの王國が建設された。此の王國は第八世紀にサラセン人が侵入するまで三世紀間繼續するのである。而して中世イスパニヤ法の最初の集輯は西ゴート族の王 Alaric II (485-507)の立法にして、征服したる羅馬人のために五〇六年發布されたものである(註三)。此の法典は屢々“*Forum Vary*”又は「アラーリック法典」と稱せられ、西歐に於ける羅馬的法典として永い間重要な地位を占めてゐた。

實に第十三世紀に至つてユスチニアヌス帝の編纂にかゝる完全な羅馬法(*Corpus Juris Civilis*)が伊太利のボロニヤに復興して、之がイスパニヤに輸入されるまで重要性を有してゐたのである。但しサラセン人のイスパニヤ征服前約三十年の頃、即ち第七世紀末に至りアラーリック法典は、「羅馬的西ゴートの法典」とも稱す可き“*Forum Judicum*”(註四)に依つて優先的なこととなつた(Sierman, *Roman Law in the Modern World*). New York. 1924 vol. I. p. 269)

“*Forum Judicum*”は *Fuero*(687-700)王の治世中トledoに開催されたる第十六回宗教會議に依つて編纂され

イスパニヤ法制史上に於ける羅馬法の使命

たものである。此の中には *Fuero*; *Recesvint*; *Fuero*; 及び *Fuero* 等諸王の法令が含まれ、實にゴート族活躍の初期よりの法令を編纂したものである。而かも其の中に収録されたる法令は、實に西ゴート諸王の布告及びゴート族の古き慣習のみならず、諸宗教會議に於て決定された多くの寺院法(*Canon Law*)をも含むものである。其の相續、婚姻、法人、所有權、時效及び契約に關する法律は羅馬法に一致せるものである(*Walton, Civil Law in Spain and Spanish America*. 1900. Washington)。されば“*Forum Judicum*”は羅馬法とチェ

ルトン法とを系統的に體系づけたる中世最初の大法典である。全體が十二編五四章五七八條より成り、全イスパニヤに施行さるゝこととなつた。即ち第七世紀末に、一民族として結合されたる兩民族——征服民たるゲルマン人と被征服民たる羅馬的イスパニヤ人——を融合するために施行されたのである。而して此の法典は、サラセン人のイスパニヤ征服に依つては消滅せしめられなかつた。サラセンに屈せざるアスツリヤス、レオン、カスチラ、ナヴァル等に殘存し後世に大なる影響を與ふるの

ある。但し第十三世紀となるや“Forum Judicium”はイスパニヤ的に“Fuero Juzgo”と俗稱せられしに至り、ラテン語の原本もイスパニヤ語に翻譯された。其の後第十四世紀否第十八世紀となりても尙ほ“Fuero Juzgo”はカスチラに保持されてゐた。實際に於て此の法典は、第十九世紀末となりて現行民法典が編纂されて其の法律が統一せられるまでは、全然無効にはなつてしまはなかつた(後述「四」及「五」参照)。そのみならず、現行イスパニヤ民法典の中にも此の法典から幾多の法規が取入れられてゐる(Valton, Civil Law)。されば西ゴート族の法典たる“Forum Judicium”は、歴史的に看るならば現代のイスパニヤ法及びイスパニヤ領たりし近代アメリカ諸國の法律にとつて父であり母である。

之と共に、羅馬教會の寺院法がサラセン人の侵入より遙か以前既に鞏固な根柢を置いてイスパニヤの法律に感化を與へて居つた。其の事實は、第十七世紀末のトレドに於ける第十七回宗教會議に際して國王及び僧侶の決議になれる法令の中に現れてゐる。一體寺院法は、殊に

其の世俗的なる部分は全く羅馬法に外ならないからして(Sherman, Roman Law, pp. 218-220)、寺院法の影響はイスパニヤに羅馬法の感化を増進することゝなつた。而して其の後幾世紀間も身分關係は教會の獨占的拘束力の下におかれた。例へば婚姻は教會の出生登記と共に教區の登録に依つて證明されることが必要であつた。又死亡に關しても其の葬儀が教會に依つて營まれることを必要とした(Sherman, Roman Law, p. 271)。斯くの如く教會が勢力を有する此の國に、寺院法が比較的近世まで大なる力を有して居つたことは亦注目す可きである。

儲て愈々サラセンは第八世紀初頭イスパニヤを侵略することゝなつた。サラセン領北アフリカ總督Tariqは、東羅馬帝國の殘領セウタ(Ceuta)ジブラルタル海峽に面する地域)の總督Jehaを首途の血祭にあげ、彼より船舶を奪つて七一一年ジブラルタル海峽を渡つた。之等マホメット軍の侵略に會ひ、國王Rodricは戰死し、西ゴート王國は滅亡した。三年間に亘るマホメット軍の席卷に依つて、殘留キリスト教徒は北部イスパニヤの山地に驅逐さ

れた。マホメット軍は、ジブラルタル海峡を渡つてより七年にして更にピレネー山脈を越えてガリヤに侵入した(Encyclopaedia)。然るに彼等は紀元七三二年ソールの戦に於て、フランクの宮宰チャールズ・マルテルに打破らるゝ以前既に其の勢は減退して居つた。故に彼等は、ピレネー以北の歐羅巴を支配することは出来なかつたが、イスパニヤに於ては完全なる支配力を有し、其の後八世紀間は尚ほ勢力を保つて居つた。したがつて第八世紀初頭より第十五世紀末に至るまでのイスパニヤは、何等統一されたる國家に非ずして單なる地理的表現に過ぎなかつた。

北部イスパニヤの基督教徒は、マホメット軍に征服されてから三世紀間は、自由の獲得と殘領の再組織とのために必死の闘争を試みた。そして第十一世紀となるや、彼等はレオン、カスチラ、ナヴァル、アラゴン等の數箇の小國を建設した。之等の中ナヴァル出身の大王 Sancho El Mayor はカスチラの Garcia と結婚し一〇三七年カスチラ王國を建設した。彼は其の後イスパニヤ國王と稱したが、應てカスチラ王國を子供 Fernando (Fernand) 一に

イスパニヤ法制史上に於ける羅馬法の使命

讓つた。フェルナンドも亦結婚政策に依つてレオンを併合し、西北部一體を統合して自らイスパニヤ皇帝と稱した(Pratt)。斯くて基督教徒の再征服の大事業は開始され、イスパニヤは次第にサラセン人と之に従屬せるアフリカのムーア人とを驅逐して舊領を回復した。一〇八四年にはカスチラ王アルフォンソ六世は遂にマホメット軍の根據地トレドを占領した。之がためマホメット軍の補充がなされたるも、之は單に基督教徒の再征服を一時抑止するに過ぎなかつた。然るに基督教國側に於ては、第十二世紀の中頃となるやカスチラ王アルフォンソ八世(一一五八—一二二四)は Cataluña, Santiago, 及び Alcantara と稱する優秀なる軍隊を組織して續々異教徒たるサラセン族を征服した(Pratt)。更に一二二二年にはカスチラ、ナヴァル、アラゴン及びポルトガルの聯合軍はトロサの戦にマホメットの大军を打破り、イスパニヤを再び基督教徒の國たらしめた。次いでアラゴンはバレーヤス諸島及びヴァレンシアを征服し、一二三六年にはカスチラ王フェルナンド三世(一二一七—一二五二)がコルドヴァをサラセ

第二十一卷 第二號 三九一

ンの宮殿、回教寺院と共に占領し、更に同四八年にはセ
ヴイリヤを陥れた。此處に於て、イスパニヤに於けるマホ
メット教徒の勢力範圍はグラナダ及びカデス港附近の數
地に限らるゝことゝなつた。グラナダに在るサラセン國
王は、今やキリスト教徒間に介在する一封建君侯たるの
觀を呈し、最早脅威を與ふるものではなかつた。其の放逐
は單に時期と政策との問題となり、基督教徒のイスパニ
ヤ再征服と云ふ大事業は達成された (Sherman, Roman)
先) 先に第九世紀後半より、バルセロナ及び之に近接する

地方はサラセンの支配より脱し一伯爵に依つて統治され
てゐた。其の後二世紀を経てアラゴンに併合されたる際
バルセロナの統治者はアラゴンの國王となつた。此の歴
史あるバルセロナに於て、中世最初の海法典 "Consolato
del Mare" (イスパニヤに於ては Consulado del Mare) が編
纂されたと傳へらるゝこと (註三) 及び此の法典がイスパ
ニヤの地中海沿岸諸都市に採用されたと云ふことは羅馬
法制史上重要視す可きである (拙著「羅馬法制」
史概論參照)。何故なれ
ば此の驚異に値する海法典は、近代世界の海法及び商法

の根柢をなしてゐるものであるが、事實に於て羅馬法に
基いて編纂されたからである。之と共にカスチラ王國に
於ても、亦羅馬法に基く中世第二の海法典たる「オレロン
法典」(Fuero de Leyron) が遵奉された (Sherman, Roman
註三)。併し全體として此の時代のイスパニヤ法制史を觀
察するならば、基督教徒のイスパニヤ再征服が地方的に
分裂して居つた爲め、其の政治的狀態が反映してゐる。

即ち中世イスパニヤ法は區々たる地方的法律に分裂して
ゐた。第八世初頭のサラセン侵略より第十三世紀後半に
羅馬的法典たる "Usus Partibus" が公布されるまでの間
は、實に無數の新しき普通法又は特別法、或は慣習法、
權利、特權等が出現した。之等新しく出現した法的產物
を總稱して "Fueros" と言ふのであるが、或るものは地
方的性質を有し、或るものは都市的性質を有して居つた。
又先に施行された羅馬的ゴート族の法典たる "Forum
Judicium" も殆ど現行法として效力を失つた。斯くて基
督教徒の手に再び歸した當時のイスパニヤに於ては、法
律は完全に地方的に分裂し、各州、各都市、各村落は各

々獨特の法律を有することゝなつた。されば此の時代のイスパニヤに於ける羅馬法は、宛然チエートン族の慣習法に依つて隱蔽さるゝの危期に直面したかの如き現象を呈した。

(註一) “Breviary” はフランスに於て編纂されたものであり、“Codex Theodosii,” Paulus の “Sententiae” 及びガイウスの「インスティテューチオーネス」に基くものである。

(註二) Liber Iudicium, Liber Iudiciorum, Liber Gohorum, Lex Wisigothorum とも稱せられる。

(註三) “Consolato del Mare” は第十一世紀に伊太利のヒサカイスパニヤのバルセロナかの何れかの都市に於て編纂されたものである。バルセロナの政務官に依つて其の編纂計畫が立てられたとも云はれるが、ヒサ説の方が多しやうである。尙ほ Ortolan, History of Roman Law. § 598; Sherman, Roman Law. § 214; Encyclopaedia Britannica を參照されたし。

三、ユ帝の羅馬法輸入時代

伊太利のポロニヤに復興したユスチニヤヌス帝の羅馬法は、第十三世紀よりイスパニヤに輸入されることゝなつた。併しユ帝の羅馬法がイスパニヤに招來された當初

イスパニヤ法制史上に於ける羅馬法の使命

に於ては、チエートン族に起原する慣習法の力強き敵對を受けたるのみならず、當時次第に分裂し行く堪へ難き法律的傾向に直面せねばならなかつた。斯くの如き状態にありしため、分裂せる各王國の法律を一箇の調和せる法律體系に融合することが進歩的統治者の急務とするところであつた。此の政治的必要に迫られて、復興せるユ帝の羅馬法を輸入す可き機運がイスパニヤの各地方に興つた。何故なれば、羅馬法は其の支配下に來る總べての國民の法律生活と政治生活とに一箇の定型を與へ、之を統一する實際的力を有してゐるからである (Stiernan, Roman Law. pp. 15-16)。併し、分裂甚しかつたイスパニヤの法律體系を統一することは容易なことでは無く、其の事業を完成するまでには甚だ紆餘曲折を極めねばならぬ。即ち第十五世紀末に至り、サラセンに從屬して居つたムーア人がイスパニヤから掃蕩されて、漸くイスパニヤ法は國家的なものとなる。而かも尙ほ其の後、歴代の統治者が法律の完全なる統一を計るために努力するのであるが、第十九世紀迄は依然として地方的に分裂し、法律の不統一状態が

繼續する。一八八九年の現代民法典をはじめとする諸法典が編纂されて、初めて全イスパニヤに完全な統一法の法典が施行されることとなるのである。現行民法典公布以前のイスパニヤ法制史を究むるには、現代イスパニヤ國の中に統合された諸小國家の各々の法律を論述せねばならぬ。併し乍ら現代イスパニヤの國家は、或る意味に於てカスチラ王國を中心として之にアラゴン、カタロニヤ、ナヴァル、マヨルカ、ヴァレンシヤ、バレヤス諸島及びバスクが併合されたものであるから、ユ帝の羅馬法がイスパニヤに輸入され、之が如何なる影響を與へたかを觀察するには、カスチラ王國の法制を究明すれば大體足る(A General Survey pp. 607-610, 513-616)。カスチラ法制史は實にイスパニヤ法制史の核心をなすものであり、最も重要なものである。分裂時代に於て最も完備せるものはカスチラの法律であり、而かも之は現代イスパニヤ法典の基調となつてゐるものなれば、之を記述することはイスパニヤ法制史を明かにする所以である。

第十三世紀のポロニヤに於ける羅馬法學の興隆と古典

の研究とは、直ちにイスパニヤにも其の影響を及ぼした。ポロニヤ大學を模倣して、法律學科を主要科目とする大學が第十三世紀以降は諸地に設立されることとなつた。即ち、第十三世紀にはヴァレンシヤ及びサラマンカの兩大學、第十四世紀にはレリダ及びヴァリヤドリド、第十五世紀にはサラゴサ及びトレド、第十六世紀にはセヴィリヤ及びグラナダに各々大學が設立された。斯くて第十三世紀以降は、ユ帝の羅馬法がイスパニヤの法律家の知識となることとなつた。但し之等の法律家は、伊太利の註釋學派(Glossators)及び後期註釋學派(Commentators)の著作を研究して其の知識を獲得した。後期註釋學派の最大の學者たる Partolus (1314-1357) の羅馬法註釋は、實にイスパニヤに於ては一時制定法たるの觀を呈せし程權威を有したものである(Sohn's Institutes of Roman Law by Ledlie, pp. 150-157)。されば、チュートン族の古き民族的慣習法に與へた感化は頗る顯著なるものにして、第十四世紀以降はユ帝の羅馬法が優勢なる地位を占むることとなつた(Sherman, Roman Law, p. 276)。斯かる趨勢のもとに偉大なる立法者が出現した。それ

は「イスパニヤのユスチニヤヌス」と稱せらるゝアルフォンソ十世(一二五二―八四)である。王は先づ“Fuero de las Leyes”；(註1)“Septenario”；及び“Espéculo de todos los Derechos”の三つの重要な立法的著作を公にしたが、之等は一二六五年に完成さるゝ最も卓越せる“Siete Partidas”の基調となれるものである。第一の“Fuero de las Leyes”はカスチラ王國の法律を編纂したるものにして一二五五年に發布されたが、一般には“Fuero Real”と呼ばれる。此の法典は四編七二章五四五條より成り、當時實際行はれて居つた地方的特殊法を廢して之に代らしめんとしたものである。第二の“Septenario”は先王フェルナンド三世に依つて其の編纂計畫が立てられたのを、アルフォンソ十世が補訂して公布したのである。併し王は之を現行法として發布したのでは無いから、謂はゞ單なる法律集成である。而して第三のEspéculo de todos los Derechos”は一二五八年に發布されたものであり、全體が五編五四章六五七條より成つてゐる。此の中にはユスチニヤヌス帝の羅馬法が多く取入られて居

イスパニヤ法制史上に於ける羅馬法の使命

り、又寺院法全典“Corpus Juris Canonici”中の“Decretales”から多くの寺院法を採用してゐる。アルフォンソは恐らく此の法典を以てカスチラ王國の區々たる法律を統一せんとしたものと思はれる(A General Survey, pp. 620-621)。尙ほアルフォンソは其の後十年間の努力に依つて、一二六五年最も有名な“Siete Partidas”の編纂を完成した。此のものはユ帝の「學說彙集」(Pandectae seu Digesta)を模倣して構成したものであり、カスチラ王國の法律彙集である。“Siete Partidas”はアルフォンソ指揮のもとに數人の未詳の法律家(註2)に依つて編纂された(A General Survey, p. 261)。彼等編纂者達は第七世紀の西ゴート族の法典たる“Forum Iudicum”を多く参照してゐる。併し彼等の功績には實に無限の賞讃が與へらる可きである。何故なれば、彼等の完成したる著作は頗る學術的であり、而かも時代の要求に適したものであつたからである。實に未だ嘗つて見られざりし完全な法律學上の著作であつた(Walton, C. i. 75)。されば“Siete Partidas”はカスチラ以外の他王國の法律にも偉大な感化を與へたるのみならず、現代イ

第二十一卷 第二號 三九五

スバニヤ民法典の根柢となつたのである。

“Siete Partidas”は其の名の示す如く七(Siete)編(partidas)に分れ、一八二章二四七九の法律から成つてゐる。第一編は羅馬教會の寺院法集成であり、第二編は王の大權事項、行政官及官制教育等に關する公法である。第三編は第五、第六編と共に羅馬法の訴訟、民事手續、契約、相續、後見等の法律を抜萃したものである。而して第四編は身分法及び封建法に關するものであり、第七編は刑法である。各編に互り屢々ユ帝の羅馬法を翻譯したところがあり、又屢々註釋學派の羅馬法に關する主義を再録してゐる(Sherman, Roman)一體“Siete Partidas”を編纂したアルフォンソ十世の眞の目的は、第七世紀以來の“Forum Judicum”或は法律分裂時代の“fueros”(前出)更に恐らくは王自身の編纂公布にかゝる“Fuero Real”をも廢止して之に代へんとするにあつたかの如くに思はれる。何故なれば“Siete Partidas”の前文に、「總べての人民は此の法律の適用を受くるものにして他の如何なる法律又は“fueros”にも服するものではない」

と命じてゐるからである。併し事實の示すところによらんと“Siete Partidas”が餘りにも羅馬的な改革であつた爲めか、當時之に對する敵意が現れたものと見えて、アルフォンソ十世が其の編纂を完成してから約百年の間は、法律としての效力を生じなかつた。其のため遂に第十四世紀の半頃となつて、王の曾孫アルフォンソ十一世の治世(一二二一—一五〇)中に、アルカラの法令(Ordennamiento Alcala)が發布されるのである。此の一三四八年の「アルカラの法令」に依れば、“Siete Partidas”がカスチラの舊法、殊に“fueros”及び“Fuero Real”に抵觸せざるときは之を履行す可き義務があると云ふのである(Walton, p. 76. General)。換言するならば、此の法令に依つて卓越せる“Siete Partidas”も單なる補助的法典と化し、舊法に優先すると云ふ一般的權威は否定されたのである。之によつてみるも、諸王國に分裂せる中世イスパニヤの法律が如何に分散的傾向が強くて混沌たるものであつたか、證明される(七)。

然るにフェルヂナンド五世とイサベラ女王との共同治

世(一四七四—一五〇四)中に政治的大變革が起り、多くの立法が見られることゝなつた。したがつて舊來のカスチラ法は不完全な時代に適せざるものとなつた。之を救済するため、イサベラはAlfonso Diaz de Montalvo(註三)及びGalindez de Carvajalの兩法律家に、時代に適する法典を編纂するやう任命した。Carvajalは失敗し、モンタルヴォのみが其の事業を完成したのであるが、彼は其の編纂法典に“Ordenances reales de Castilla”(註四)と云ふ名稱を附して一四八四年に公にした。其の中には行政、訴訟、民事及び刑事に關する一一六三條の法令が収録されてゐる。此のモンタルヴォの法典が、現行法として效力を發生したか、又は法律としては施行されなかつた單なる著作に過ぎなかつたか、何れであるかは甚だ疑問である。何故なれば此のものは著しく不完全にして缺點が多いからである。其の中の法令には、原本からでなく副本から採用したものもあれば、或は既に腐朽せる原本から拔萃したものもあり、更に甚しきは出所不明のものもある。それ故、明瞭な秩序だつた法典が編纂される

イスパニヤ法制史上に於ける羅馬法の使命

のを要望することは依然として遺された問題であつた
(A General Survey),
p. 626

斯くて一三〇八年の「アルカラ法令」も亦、其の後に公にされた「モンタルヴォの法典」も、民族的な慣習法と羅馬法との背反を調和することが出来なかつた。第十四世紀及び第十五世紀を通じて、カスチラの法律は不確實な分裂的混沌状態におかれた。此の分裂を統合し、兩法律體系の背反抗争を新たに救済せんとする試みがなされた。即ち一五〇五年のトレドの會議に於て“Leyes de Toro”が發布されることゝなつた。此の法律は彼の“Fuero Real”、“Siete Partidas”其の他當時存在して居つた法律を補足する目的を以て發布された。したがつて「トレドの法令」(Leyes de Toro)は八三條の法令から成つてゐるのみであり、而も其の配列は系統的では無い。それにも拘らず、此の法律が發布された當初は頗る重要視され、カスチラに於ては優先的な法律として取扱はれた。一體「トレドの法令」は、民族的な慣習法と云ふよりは、羅馬法に近きものである——勿論或る點に關して

は、兩法律體系を調和せしめてはゐるが、此の法律が羅馬法主義を多く採用したるを以て、一面に於て彼の“*Siete Partidas*”に従前より廣き效力を生ぜしむることとなつた。併し乍ら「トレド」法令（A General Survey, pp. 633-634）も亦カスチラの法源に關しては彼の一三四八年の「アルカラ法令」を再承認したるを以て“*Siete Partidas*”は依然として補助的法典たるの地位におかれたのである（A General Survey, pp. 633-634）。されば此の一五〇五年の法令も、カスチラ——イスパニヤの法律を救濟する上に大なる成功を收めたものとは言へない。此の目的が達せられるまでは尙ほ前途遼遠である。

以上は専らキリスト教徒のイスパニヤ法制史に於ける羅馬法を觀察したのである。併し此の時代には未だマホメットの國が、假令微々たるものと云へ、グラナダを中心としては存在してゐた。由つて此の方面に關しても一瞥しておく必要がある。殘存して居つたマホメット教徒のイスパニヤ内に於ける國家は、正に第十五世紀が終らんとする頃——丁度コロンブスがアメリカを發見した一四九二年に、フェルデナンド及びイサベラに依つて終

極を告げしめられた。ムーア人の國王 Boabdil はジブラルタル海峡を渡つてアフリカへ逃亡した。マホメット教徒の東羅馬帝國征服並にコンスタンチノール攻略に對する、キリスト教徒の復讐は四〇年の後に、イスパニヤから敵の勢力を放逐することに依つて成し遂げられた。何は兎もあれ、イスパニヤは約八世紀間の苦惱の後に漸く單一なるキリスト教徒の國として統一を再び見るに至つた。併しサラセンはイスパニヤを征服してより永年に亘り高き輝かしき文化を保つて居つた。彼等は數多の大學を建設し、希臘、羅馬の古典に關して燦然たる輝を放つて居つた。彼等が九六八年に大學を設立したコルドヴァは、既に當時に於て百萬の人口と三百の回教寺院を有して居つたと言はれる。然らば斯く繁榮したる彼等マホメット教徒の法律は如何なるものであつたかと云ふに、それは主としてコーラン（經典）と、東羅馬帝國より取入れた羅馬法とから成つたものである。而して其の法律は甚だ優秀なるものであつたが、殊に耕作と灌溉とに關する法規は前古無比と言はれ、現今のイスパニヤにも

尙ほ存続してゐる。嘗てヴァレンシヤに於ては、ムーア人が追放された時國王 James は「灌漑に關してはサラセン時代の法律に従ふ可きである」と命令し、グラナダに於てもフェルデナンドとイサベラはサラセンの灌漑法を保留した。現代イスパニヤの灌漑法の多くはサラセン人に起源するものである (Waton, Civil, Law, p. 63)。斯くの如き大なる影響を興へたサラセンの法律が、其の中に羅馬法的要素を含んでゐると云ふことは又注目す可きである。

最後に此の時代を概観するならば、ポロニヤに羅馬法が復興して以來如何に其の影響が大であり、且熱心に其の知識が輸入されたか、判明する。其の爲、羅馬法又は寺院法の知識を有する大法律家が續出して此の時代を飾るのである (註五)。假令當時に於ては未だ一方にはサラセン法があり、基督教徒間の法律も區々たるものにして、羅馬法の終局的目的が達せられるまでには前途遼遠なりとするも、其の中に、統一法典の編纂と云ふ力強い羅馬法的世界的使命の萌芽が育まれつゝあつたことを看過してはならない。

(註一) 此の法典は又 *Fuero del libro: Fuero Castellano* 或は *Libro de los Concejos de Castilla* 等とも稱せらる。

(註二) 恐らく Jacobo de las Leyes (Jacome Ruiz); Fernando Martinez; Roldán 等ではなから言はれてゐる。 Jacobo de las Leyes は伊太利出身なれどブルフォンソ十世に教師として奉仕したことがある。彼の代表的著作は "Flores de las Leyes" である。 Fernando Martinez は司教者となり、"Margarita de los Pleitos" 及び "De Orden de los Juicios" は彼の著作なりとされてゐる。又 Roldán は著名なる法律家であり、有名な "Ordenamiento de las Taurerías" を著してゐる (A General Survey, p. 654)。

(註三) 彼は "Repertorio de derecho" と稱する法律辭典をはじめ "Fuero Real" 及び "Siete Partidas" に關する註釋書等を出してゐる。

(註四) 一般には著者の名にしたがつて "Ordenamiento del Doctor Montalvo" と稱せられる。

(註五) 羅馬法學者或は寺院法學者として特に著名なる者を列挙するならば、先の「註二」に擧げし "Siete Partidas" に關係ありと推定さるゝ法律家達を初めとし、ポロニヤ大學に教鞭をとりし Santiago de Compostela; Juan Garcia el Hispano; Tesco Valenti 及び Raimundo de Peñafort、或は又バリ大學にありし Pedro Hispano 及び Cardinal Torquemada 等である。之等の中特に Raimundo de Peñafort は

法王グレゴリウ九世の“Decretals”を編纂して有名であり、Cardinal Torquemada はグラチアヌスの“Decretum”に註釋を施したので有名である。

四、羅馬法の使命發動時代

共同君主たるフェルデナンド及びイサベラの努力に依つて、イスパニヤは遂に政治上の統一を達成した。此の新しく出現したイスパニヤの國力は、彼等の孫及び曾孫に依つて中央歐羅巴の政治圏内に招來されるのである。カール五世(神聖羅馬帝國皇帝としては一五一九―一五六在位、イスパニヤ王カールロス一世としては一五一六―一五六)及び其の子フィリップ二世(一五五六―一五九八)の治世中は、イスパニヤは世界の最大強國にして他の歐羅巴諸國に脅威を感じしめて居つた。カール五世は歐洲の大半と廣大なる海外植民地とを領有し、單にイスパニヤの國王としてのみでなく、一五一九年以後は獨逸的羅馬帝國たる神聖羅馬帝國の皇帝として其の威を輝した。其の版圖は完全にフランスを包圍するイスパニヤ、ネーデルラント、獨逸、伊太利のみならず、一方海外には新大陸を初めとする廣大なる植民地があつた。其の歲入は、メキシ

コ及びベルーの金銀の無限な寶庫を有し、一方には商工業の繁盛なるネーデルランドを控へて實に莫大なものであつた。最大の君主として勢を專にしたカール五世はアウグスブルグ宗教和議の翌年(一五五六)引退した。神聖羅馬帝國皇帝の帝位とドイツ領とは弟フェルデナンド一世に與へ、イスパニヤ王位と其の國土とはネーデルラント、伊太利及び海外の廣大なる植民地と共に子フィリップ二世に譲つた。フィリップ二世は、神聖羅馬帝國の帝位を得なかつた代りに、ポルトガル王統の斷絶に乗じて其の王位を兼ね、之に従屬するアフリカ及び東印度の廣大なる領土と豊富なる財源とを獲得して歐洲に雄視した。剛腹な彼は其の死に至るまで、國力の發展と全領土に畫一政治の斷行とを希望した。併し繁盛なネーデルランドは一五六七年叛旗を翻し、終に和蘭は獨立し(一五八二)、又一五八八年のアルマダ戰役に其の無敵艦隊は英國に破られて、イスパニヤの覇權は失はれることとなつた。

此の間にハブスブルグ家の擅斷的な傾向がイスパニヤに招來され、官僚政治の基礎は愈々鞏固となつた。議會

の開催は稀となり、其の立法は少くなつた。之に代つてハプスブルグ家君主の勅令、命令及び典範等が多くなり立法上の要求を充した。此の時にあたり、新法典の編纂が要望されるようになったので、カール五世は先づ一五二三年 Pedro Lopez de Alcocer に新法典の編纂を任命した。併し Alcocer は目的を達せずして死去し、其の後任命された委員も亦失敗に終つたので遂に實現されなかつた。王の後繼者フィリップ二世に至つて漸く其の目的が達せられるのである。即ち Bartolomé de Arriete 博士が議會の法令及び王室の命令、勅令等を集輯し、之にフィリップ二世が前文と “*Nueva Recopilación*” なる名稱を附して一五六四年發布した。此の法令は九編二一四章三三九一條より成り、アルフォンソ十世の “*Fuero Real*” 及び “*Stete Partidas*” 以來實際效力を生じて居る總ての法律を包含せんとしたものである。其の中には “*Forum Judicum*” 及び “*モントアルヴォ法典*” の或る部分と、*「アルカラ法令」* 及び “*トレド法令*” の殆ど全部とが、其の後の勅令や命令と共に収録されてゐるが、甚だ系統的で

イスパニヤ法制史上に於ける羅馬法の使命

は無い。“*Nueva Recopilación*” は既存の法律を一層明瞭且確實ならしめようとしたものであるが、其の出来上つた結果は豫期に反して甚だ芳しからざるものであつた。第一既存の法律と云ふも、餘りにも偏狭なる見解の下に、殆ど議會の協賛を経ざる (*motu proprio*) 勅令及び法令に限られてゐる。何れにしても此の法典は一四八四年の “*モントアルヴォ法典*” に其の後の法令を追加して之を完成せしめたものに過ぎない。したがつて “*Nueva Recopilación*” は舊來の法典を廢して之に代ることが出来なく、單に従來行使されてゐた法典の補足的法典として存在することゝなつた。如何に高價に評價するも到底統一法典と見做すことは出来なく、謂はゞ部分的な法典に過ぎない。カスチラ法の分散的混沌状態は依然として半島内の諸國と共に救濟されなかつた。而も尙ほ “*Nueva Recopilación*” の編纂は、カスチラの統一法典を作成せんとするものであり、イスパニヤの統一法典作成運動の先驅をなすものである (A General Survey, pp. 661-663)。

カール五世及びフィリップ二世時代は、あらゆる方面に

於てイスパニヤ史上の黄金時代をなすものである。法律學の隆盛なることに於ても亦其の例に洩れない。此の時代は軍事上及び宗教上の政策から、或は又アメリカの廣大なる植民地に對する政策から、多くの新しき法律問題が生じたので、イスパニヤ人は當面の實際問題を解決するために法律を科學的に且徹底的に研究し始めた。之がために第十六世紀及び第十七世紀のイスパニヤの法律學界は頗る旺盛を極め、著名なる法律家が無數に輩出することゝなつた。之等の學者に就いても言及す可きであるが、其の數餘りに多きを以て、此處には單に羅馬法學者として著名なる者を二三列擧することゝめる。先づ第十六世紀初頭には、二人の大法律學者 Antonio de Nebrija (1444-1522) と Juan Lopez de Vivexro (1447-1523) とが居つた。前者 Nebrija は伊太利の最大註釋學者アツクルシウスの註釋書を修正して公にし、後者 Vivexro はイサベラの法律顧問をなしてゐたこともあるが、サラマンカ大學の教授として名聲を馳せた。其の他イスパニヤのバルトルス(註)と稱せられた Covarrubias, 或は "Siete

Partidas" に關して註釋書を出した Gregorio Lopez, 「トロードー法令」に就いて著作をなした Antonio Gomez, 又は "Nueva Recopilación" に就いて書いた Acevedo 等々一々枚舉に違ないが、特に Antonio Augustin(Antonius Augustinus, 1516-1586) は、佛蘭西の最大羅馬法律學者たるキュージャスと共に、希臘語でユスチニヤヌス帝の法典を公にしたので有名である。更に國際法學者としてフーゴー・グロティウスの先驅をなす Francisco Vitoria 及び Vasquez Menchaca も擧げらる可きものなり (Sherman, pp. 286-287, A General Survey, pp. 671-672)

フィリップ二世がオランダ新教徒の獨立運動鎮壓に失敗し、又其の艦隊がエリザベスのために打破られて制海權が英國に奪はれるや、イスパニヤは一途に衰頹に向つた。王の歿後イスパニヤの國力と歐洲に與へた影響とは急速に消滅し、ホルトガルは容易に其の束縛を脱した。第十七世紀の歐羅巴の覇權はフランスに移つた。第十八世紀の最初の年(一七〇〇)にイスパニヤの王位は佛王ルイ十四世の孫フィリップ五世の繼承するところとなつた(此

の王家は一九三二の革命に依つて轉覆するまで繼承する。之がためにイスパニヤ繼承戰役（一七〇一—一三）が起り、ユトレヒト和約の結果イスパニヤはネーデルラント及びイタリーに於ける領土とジブラルタルとを喪失して三等國に墮した。併しフィリップ五世は祖父佛王ルイ十四世の立法に刺戟されて、一七三七年二九章より成る“*Ordenanzas de Bilbao*”を發布した（*Sheman, Roman*。Law, p. 287）。此の法令はビスカヤ灣に面する都市ビルバオの商業的大發展のために必要に迫られて制定されたものであるが、イスパニヤ商法の一大進歩を示すものである。其の後の商法に關するイスパニヤの法律は、總べて此の法律に基くものである。フィリップ五世は又、カタロニヤ、マヨルカ、ヴァレンシヤ及びアラゴンに行はれてゐた相異なる公法を廢止したるのみならず、ヴァレンシヤの古き特殊な私法をも廢棄した。併しアラゴン、マヨルカ、カタロニヤ及びバスク州の相異なる私法を廢止することは出来なかつた。そののみならずカスチラの法律は如何なるものも廢棄することが出来なかつた（*A General Survey*。pp. 677-680）。そし

イスパニヤ法制史上に於ける羅馬法の使命

てフィリップ五世以後の諸王も之には成功せずして、各地は第十九世紀まで各々固有の私法を保持して居つた。とは云へ、ブルボン朝諸王がハブスブルグ家諸王に依つて始められたイスパニヤ法の統一事業に盡力し、羅馬法の世界的使命が遂げられんとしたことは見逃してはならぬ。其のため第十九世紀末となつて、分裂のイスパニヤ法は一箇の編纂されたる法典の中に統一されるのである。

第十八世紀の間にも、永年に亙り渾沌として煩雜を極めてゐたイスパニヤ法を匡正せんとする企圖は屢々見られた。併し之等の企ては常に失敗に終つた。そして第十九世紀に入るや、著名な法律家 *Juan de la Reguera Vadelomar* は先にフィリップ二世に依つて發布された“*Nueva Recopilación*”を修正し、之に追補をなして一箇の法典を作成した。之は“*Novísima Recopilación de las Leyes de España*”として一八〇五年 *Charles IV* に依つて發布された。此の法典は甚だ龐大なものにして、全六卷一二編三四一章四一四二條より成り、第十五世紀より

發布の當時に至る迄の法令が編纂されてゐる。チャールス四世の布告文に「此の法典は全舊法に優先するものである」と明記してあるが如く、此の法典はカスチラの法律としてのみでなく、出来るならば全イスパニヤに適用し得るようにと編纂されたものである。併し、第十九世紀に編纂された法典としては餘り感心出来ない。編纂された年代に觀點を置いて考察するならば、之より十一世紀も以前に編纂された彼の“Forum Indicum”或は六百年前の“Siete Partidas”に比較して遙かに劣るものである(Walton, Civil Law, p. 79)。ゆれば此の法典は、フィリップ二世の“Nueva Recopilación”もアルフォンソ十世の“Siete Partidas”と共に確然とは廢止することが出来なかつた。

結局は之も亦部分的法典たるに止り、單なる補助的法典たるに過ぎなかつた。之、此の法典が一三四年の「アルカラ法令」及び一五〇五年の「トレド法令」に依つて確定されたイスパニヤ法源の優先順位を除却しなかつたか否(Walton, Civil Law, p. 79)。したがつて“Novísima Recopilación de las leyes de España”が發布された

と云ふことは、其の結果に於て、イスパニヤの法律を一層煩雜な而も適用に惑はしむるものたらしめた。

此の法典發布後數年を経て一八一一年並に一八一三年の法令を初めとし、其の後次第に部分的法典の性質を有する立法が見られるやうになつた。之等の立法は常に羅馬法を基調としたものであり、「人」及び「物」に關する法律を改正したが、特に財産法は直接羅馬法の觀念を以て根本より改正された(A General Survey, pp. 691-692)。而して一八三〇年には商法典が發布され、民法と商法との完全な區別

がなされた。此の一八三〇年の商法典はイスパニヤに於ける最初の現代的法典(註二)であり、一八〇七年のフランス商法典を模倣したものであるが、之より遙かに優秀である(Sherman, Roman)。此の商法典の成功が動機となつて、應て統一民法典の完成へと向ふのである。かくて羅馬法の世界的使命は既に發動し、統一法典の編纂と云ふことは單に時機の問題となつた。

(註一)パルトルスは伊太利の後期註釋學派を代表する最大の法律家である。

(註二) 此の商法典は一八八六年に修正され、更に一八九〇年の
イスパニヤ商法典の基となる。

五、羅馬法の使命達成時代

イスパニヤ法發展史の最後を飾るものは、舊來の區々たる法律を排除して施行さるゝに至つた現行民法典の編纂である。併しイスパニヤ法を一箇の統一された完全な法典に編纂すると云ふ理想を實現することは、第十九世紀に於ても尙ほ容易なことではなかつた。八年間の努力の結果出来上つた一八五一年の民法草案も排除されてしまつた。一八八〇年にはカスチラの法律と他の地方的法律とを融合した統一法典を編纂せんとする計畫が立てられたが、此の計畫も亦成功しなかつた。それほど各地には各々固有の私法を固執せんとする慾望が強かつた。併し時勢の進運につれて、此の打撃も永續的なものではなかつた。既に民法典以外の法典たる刑法典は一八七〇年に、民事訴訟法典は一八八一年に、而して刑事訴訟法典は翌一八八二年に、各々編纂されて時代の要求に應ずることゝなつた。斯くて一八八五年には再び民法典の編纂

イスパニヤ法制史上に於ける羅馬法の使命

事業が開始され、三年後にはイスパニヤ私法を統一した民法典が完成された。此の民法典は母后 Maria Christine の攝政の下に幼王アルフォンソ十三世(一八八六一—一九三一在位、革命に由り退位して現在英國に亡命中)に依つて發布され、一八八九年より效力を發生することゝなつた(Sherman, Roman)。
(Law. pp. 289-290)

一八八九年の新イスパニヤ民法典は、羅馬法に基いて編纂された一八〇四年のナポレオン法典を模倣したものである。イスパニヤ民法典は、其の構成に於ても、其の主義に於ても、詳細にナポレオン法典を模倣し、法律の分類より章節の配列に至るまで文字通りにナポレオン法典を借用してゐる。併し如何にナポレオン法典を模倣したとは云へ、決して卑屈なる態度を以て模倣したのでは無い。寧ろ其の明瞭なること、正確なること、及び方式の點に於てナポレオン法典に勝るものである。兩法典の間に八五年間の歲月と法律學進歩の差異とがあるためか、イスパニヤ法典の方が學術的である(Sherman, Roman)。
(Law. p. 290)

何は兎もあれ、イスパニヤ民法典が編纂されたと云ふ

ことは、法律を國家的に統一し完全なる法典を編纂すると云ふ羅馬法の世界的使命がイスパニヤの國に於ても亦立派に果されたことを證明するものである(二七)。

む す び

イスパニヤも亦伊・佛・獨等の諸國と等しく羅馬法の近代的領域を構成するものである。其の法制史發展の傾向に於ても亦大體軌を一にするものである。今更ながらイエーリングの名言を引くわけでもないが、イスパニヤも亦羅馬に三度征服されてゐる。而してイスパニヤ法制史上に於ける羅馬法の地位にも亦之と一脈相通じて關聯するものがある。即ち、古代に於ては羅馬の武力に伴つて其の法律が直接招來され、中世に於てはキリスト教徒の力に依つて羅馬法が保持され、近世に於ては羅馬法其のものがイスパニヤ法を統一して完全に「羅馬法の世界的使命」を果した。